

学校選択制度における留意事項
(中学校・義務教育学校後期課程 新１・７年生)

- 希望校に受入可能人数が生じない場合は受入れができません。**学校選択をしたからといって必ず希望校に入学できるとは限りません**のでご注意願います。
- 中学校には標準服があり、各学校で異なります。仮に、希望校の補欠者となり、繰上状況を待たれる場合は、必ず繰上結果が出てから標準服を作ってください。
標準服を作ったこと等による入学予定校の変更はできません。
- 入学通知書について
学校教育法施行令により、**令和８年１月末に送付します。入学式当日に持参してください。**

【抽選会当日に当選された方】

希望校の入学通知書を令和８年１月末に送付します。

【抽選会当日に補欠となった方】

- ① 第２回繰上処理（１月１６日（金）公表予定）までに繰上当選となった方
→ **希望校の入学通知書**を令和８年１月末に送付します。
- ② 第２回繰上処理（１月１６日（金）公表予定）までに繰上当選とならなかった方
→ **指定校の入学通知書**を令和８年１月末に送付します。

**ただし、この入学通知書によって入学する中学校が確定したわけではあり
ませんのでご注意ください。**

補欠登録者の最終繰上基準日は**令和８年２月６日（金）**です。この基準日までに入学者の私立入学決定等で受入可能人数が生じた場合、補欠順位に従って繰上当選処理を行います。

**指定校の入学通知書送付後に繰上当選された方には、希望校の入学通知書を
あらためて送付します。**

補欠登録者の最終繰上結果は**令和８年２月１３日（金）頃**に江東区ホームページにて公表予定です。

- 最終的に繰上当選されなかった方については、最終繰上結果公表日以降に、補欠登録期間終了に伴う通知を送付します。
**指定校の入学通知書はあらためて送付しませんので、１月末に送付する入学通知書
は大切に保管しておき、入学式に持参してください。**
- 希望校に当選した場合は、指定校に戻ることはできません。
- 希望校に繰上当選する以前に学校選択の辞退届を学務課学事係窓口で提出した場合（郵送不可）に限り、指定校への入学予定者として取扱います。
- **学校選択制度の公正な運用のため、必要に応じて住民登録地等への生活実態調査を
行います。**
- 詳細については「学校ガイド２０２５」にてご確認ください。その他ご不明点等がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

江東区教育委員会事務局

学務課 学事係

電話：３６４７－９１７４（直通）